

発議案第1号

特別委員会の設置について

北上市議会の議員定数及び委員長報酬のあり方等について検討するため、地方自治法第109条第1項及び北上市議会委員会条例第4条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

- 1 名称 議員定数及び委員長報酬等検討特別委員会
- 2 定数 10名
- 3 期間 設置の日から令和10年3月31日まで

以上

令和8年4月14日提出

提出者 北上市議会議員 三宅 靖

賛成者 北上市議会議員 原 利 光

同 藤 原 常 雄

同 阿 部 眞希男

同 安 徳 壽美子

同 星 敦 子

提案理由

本市を取り巻く社会経済情勢等の変化を受け、市議会が住民を代表する合議制機関としてその役割及び機能を安定的に果たしていくためには、体制や運営のあり方について継続的な見直しを行うことが求められている。

議員定数については、人口動態の変化等を踏まえた検証をこれまでも行ってきたところであるが、現状並びに将来を見据え、議会が市民の意思を的確に反映し、十分な審議機能を発揮できる体制となっているかを改めて検討する必要がある。

また、常任委員会等の委員長は、委員会運営の中核として多岐にわたる重要な職責を担っているが、平成27年度の通年議会への移行に伴う議会活動の活性化により、その業務量及び責任は増加しており、職責に見合った報酬又は手当等について検討が必要である。

以上の事項を総合的かつ客観的に調査し、適正なあり方を検討するため、本特別委員会を設置しようとするものである。